

### 第3回 定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年3月28日(水) 午前9時27分から午前11時24分
2. 開催場所 都農町役場本館会議室
3. 出席委員 1番 土工 武徳 2番 森川 真由美 3番 丸小野 美佐子 4番 三輪 篤志  
5番 黒木 照男 6番 山口 安彦 7番 河野 通廣 8番 増崎 公敬  
9番 黒木 博 10番 黒木 満 11番 黒木 定雄 12番 江藤 芳浩  
13番 黒木 直子 14番 河野 良一 15番 塩月 傳三 16番 江藤 美智也
4. 欠席委員 なし
5. 議事日程
  - (1) 会長あいさつ
  - (2) 議事録署名委員の指名
  - (3) 会期の決定
  - (4) 諸報告
  - (5) 議事
    - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
    - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
    - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
    - 議案第4号 農用地利用集積計画(所有権設定)の決定について
    - 議案第5号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
    - 議案第6号 農地法第3条における下限面積について
6. その他
  - あっせんの申出について
  - あっせん委員の指名について
  - 農用地利用配分計画の認可について(報告)
  - 農地パトロール報告(3班)
7. 農業委員会事務局職員
  - 事務局長 野津手 道信
  - 事務局長補佐 辰野 藤 徳
  - 農政係長 吉川 理 恵

## 8. 会議の概要

### 1. 開会

○局長

ご起立ください。

ただ今から、第3回定例農業委員会総会を開会いたします。

一同礼。

○議長

それでは改めましておはようございます。第3回の定例総会ということでございますけれども全員出席というようなことで大変ありがたく思っておりますのでございます。

2月の寒さから一転いたしまして夏の暑さというような感じになってきましたけれども、それぞれ皆さん方、自分の仕事に精をだしておられることと思っておりますけれども、ハウス農家にとってはこれから管理が大変な時期を迎えるというようなことでございますけれども、大変な時期が来ますけれども頑張っていたきたいというふうに思っております。

本日は議案は割と少ないんですけれども、大変重要な議案ですので慎重に審議のほうをよろしくお願いを申し上げます。簡単ですけど挨拶いたします。

### 2. 議事録署名

委員の指名

○議長

それでは、「議事録署名委員の指名」を行います。

都農町農業委員会会議規則第13条の規定により議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということで、本日の議事録署名委員を4番委員と5番委員をお願いいたします。

なお、本日の書記は事務局の辰野補佐と吉川係長の両職員をお願いいたします。

### 3. 会期の決定

○議長

次に「会期の決定」ですが、本日1日限りで異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしということで、会期は本日1日限りと決定いたします。

### 4. 諸報告

○議長

それでは「諸報告」を行います。

(省略)

以上で「諸報告」を終わります。

### 5. 議事

それでは、「議事」に入ります。

○議長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 別紙のとおり農地法第3条に規定による許可申請を求めます。ということで挙がっております。

では、整理番号1（受付番号6）からお願いします。

○局長

※整理番号1の議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■■

譲渡人：■■■■■

【移動区分】売買

【経営状況】家族：5人 労働力：2人 経営面積：0㎡

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番 外6筆 地目：畑

総面積：8,614㎡

○議長

事務局から終わりました。では、担当委員からの説明をお願いいたします。

○4番委員

この書類では、■■■■になっておりますが、実質は、■■■の話でございますので私のほうからいろいろ状況を話したいと思います。

本人は、こう書いてあるようにいろいろ仕事は造林業がスタイルのようでございますけれど、この■■■の■■■さんところですね。ここが現在空き家になっているのですわ。住宅ももう空。まあ、■■■さんとあそこは家族が2人いらっしやいますが、2人共施設に行かれておられてですね。田畑も、もう、本人譲与というようなことになっています。いろいろ話聞きますと■■■さんと■■■さんは遠い親戚関係になるみたいです。なんかそんなかんじです。そういう話でございます。

それで、ここに農地も全然持ってないのにいきなり農地を購入して農業を、というようなことでございますけど、いろいろ今、今までの経過が書いてあると思いますが、相当10年近くですねいろいろ農業もやってみたというようなことのようにございますが、あとは、今、現在田んぼを1反2畝ぐらい借りて作っておられると。

それからトラクターを買いたいということでありましたが、もう、トラクターもすでにもう契約ができた、という話でございます。

あと、だから、この畑をですね。梅があります。成木がありますので梅の果肉のエキスを瓶詰めしたいとか、販売したいとか、というようなことございますが、まあ、いずれにしても、あの、この■■■さんところに宅地も、家も買われるということでございまして、ここに移転するのに時間がかかるんで、しばらくは下のほうにありましたように、■■■のそのキャンプの引率とか、■■■造林への作業をしながらですね。徐々にこちらの方に移ってきたいというような話のようでございます。

それで、あの、家族はですね。■■■さん本人の家族は奥さんと子供が3人ぐらい。おるそうです。

1回、昨年の11月ぐらいにお会いしたんですけど、問題はあの、今後、本当に農業で食っていくためには何をするかというような今からでしょうけれど農業のスタートラインに着けるほどの知識等はできたのではなかろうかとは思っております。以上です。

○議長

はい。担当委員からの説明が終わりましたけれども、事務局から補足がありましたらお願いいたします。

○事務局

申請人の■■■さんの状況については、三輪委員がほぼ言われたとおりです。

現在所有している農機具もですね。バインダー、ハーベスター、管理機が2台、耕運機、ということで、現在、持っているものもあります。

家族についても委員が言われましたように子供が3人おまして、今、この場所に住みながら農業をやっていきたいということで話を聞いております。農地法第3条第2項各号について、該当しませんので許可要件は満たしていると考えられます。以上です。

○議長

はい。担当委員と事務局からの補足が終わりましたけれども、意見がありましたらお願いいたします。

○11番委員

農業経験とかが相当あるというようなことなんですけど、当面この土地を買うにあたって資金額を見るということで、金額、手当とか、運営、運転資金とかは造林業とかこう合わせ持って、仕事をされるというようなことでもありますのでそんな心配しなくていいのかも知れませんが、当面その8反6畝ぐらいのこの購入資金額が即でてくるのであれば、その資金の関係はどうなっていますか。

○事務局

申請書に記載している分になるんですけど、土地のですね。農地の分ですね。この分の購入額が■■■■ということですね。その分については自己資金がありますということで、こっちのほう、説明書のほうにも書いてあったと思いますが、はい。それに対応するという事です。

○11番委員

取得額がちょっと分からなかったもので、8反6畝だったら相当金額張るのかなあと思ったんですけど、■■■■近くであればですね。

○事務局

家の分もまた別に支払うということなのですが、その分は分かりませんが、農地の分についてはそういうことです。

○議長

他にはありませんか。

(質疑なし)

無いようでしたら採決いたします。  
同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので許可といたします。  
それでは整理番号2(受付番号7)と関連がありますので、整理番号4(受付番号9)を上程いたします。事務局お願いします。

○局長

※整理番号2・4の議案書を局長が朗読。

・整理番号2

【申請者】譲受人：■■■■■

譲渡人：■■■■■

【移動区分】売買

【経営状況】家族：5人 労働力：3人 経営面積：15,194㎡

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番 外2筆 地目：田

総面積：1,392㎡

・整理番号4

【申請者】譲受人：■■■■■

譲渡人：■■■■■

【移動区分】贈与

【経営状況】家族：5人 労働力：3人 経営面積：15,194㎡

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 地目：田 面積：297㎡

○議長

事務局から終わりました。これは私の担当になるわけですがけれども■■さんは、以前から農業はされておったわけですがでも定年退職後に本格的に始めたというようなことで千切り大根・ニラ・ねぎ等の栽培をされております。委員の皆さんはご存知かもしれませんが、図面を見ていただきますとこの一体はハウス、個人でハウスを建てておられるところを4人で買われてたというような、問題と言いますか、そういう土地であったわけですが、今回、■■さんが購入される土地、もう、これハウスが建っておりますけれども、ここにこの贈与される土地が入っておったと、これはもう今まで、平成22年でしたかね。その時分からずにそのまま耕作をしてきておって今回売買になって、これが分かってきたというようなことで、■■さんとこれ2番に挙がってます■■■■さんは親戚関係にありますので、そういうことで今回しょうがないということなので贈与して■■さんが買われるというようなことでございます。

事務局から補足がありましたらお願いいたします。

○事務局

申請人の■■■■■さんについては、会社員をしながら農業もされていたと

いう経緯がありまして、退職されて本格的に農業をしております。現在300日の農業従事日数がありまして奥さんについても年間100日されております。ハウスニラ等を中心に行っておりますので農地法第3条第2項各号について該当しませんので許可要件は満たしていると考えられます。

○議長

事務局からの補足が終わりました。一点申し遅れましたけれども■■さんにはすでに後継者がもうおって一緒にやっております。

意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。

無いようでしたら採決いたします。

整理番号2・4（受付番号7・9）同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので2件決定といたします。

それでは整理番号3（受付番号8）をお願いいたします。

○局長

※整理番号3の議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■■

譲渡人：■■■■■

【移動区分】売買

【経営状況】家族：2人 労働力：2人 経営面積：1,926㎡

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 外2筆 地目：田

総面積：3,976㎡

○議長

事務局から終わりました。では、担当委員からの説明をお願いいたします。

○8番委員

■■■■さんは今、現在農業をされておりますが、■■さんとの関係はですね。いところになりまして、■■で今まで銀行員ということで、もうこちらに帰るようなことはないというようなことで、親戚の父のいところの土地ということでありまして、その土地を処分するというようなことで親戚であります■■さんが買い上げるということだそうです。まあ、そういうことでございます。以上です。

○議長

担当委員から終わりましたが、事務局から補足がありましたらお願いいたします。

○事務局

申請人の■■■さんは、仕事勤めをされておりまして退職後、農業を本格的にされているということです。現在、トラクター・軽トラ・管理機・動噴等を所有しております。農業従事日数につきましても本人が250日。奥さんが120日ということです。農業を実際従事されております。今回農地を取得して下限面積を満たすという形になります。農地法第3条第2項各号について該当しませんので許可要件を満たしていると考えられます。以上です。

○議長

担当委員と事務局からの補足がありましたけれども、意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。

現在所有の土地とこの土地とで下限面積が達するというようなことでございます。

無いようでしたら採決いたします。

同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので決定といたします。

次は整理番号5番(受付番号10)になるわけですがけれども、関連がありますので、37ページのあっせんですね。整理番号5(受付番号10)だけでは下限面積に達しませんので関連がありますから37ページあっせんの申出が挙がっております。こちらのほうの決定が済みましたら3条に戻りたいというふうに思っておりますので事務局お願いいたします。

○局長

※あっせんの申出書を局長が朗読。

① 【申出者】 出し手：■■■■■

受け手：■■■■■

【土地表示】 字：■■■■ 地番：■■■■■番■ 外6筆

地目：田・牧場 総面積：76,832 m<sup>2</sup>

【移動区分】 売買

② 【申出者】 出し手：■■■■■

受け手：■■■■■

【土地表示】 字：■■■■ 地番：■■■■■番■ 外3筆

地目：畑・牧場 総面積：36,236 m<sup>2</sup>

【移動区分】 売買

※経営計画書添付

○議長 そのようにあっせんの申出が挙がっておりますが、ここで3条に戻っていただきまして整理番号5(受付番号10)をお願いいたします。

○局長 ※整理番号5の議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■■

譲渡人：■■■■■

【移動区分】売買

【経営状況】経営面積：0㎡ 家畜：肉豚7,000頭

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番 外1筆 地目：田・畑

総面積：2,921㎡

※農業経営計画書添付

先ほどのあっせんと合わせればもう下限面積は超えるということになります。

10ページに位置図と字図ですね。それから11ページにですね。これは農地法3条でありますから農業経営企画書を添えていただきました。若干違うところがあるので読ませていただきたいと思います。

(省略)

○議長 3条のほうの新規の分の説明が終わりました。担当委員からの説明をお願いいたします。

○9番委員 27日の日に、昨日ですが、自宅にお伺いしましてお話を聞いたところです。今、この挙がっている田んぼは、図面上じゃ、こういう図面になっておりますがなかなか大変な場所でございます、どうするか、言うたけどやはりこう資料に書いてあるとおりにやっぱり飼料作、イタリアンを植えるというようなことございました。それから、あの、放牧のほうもいろいろ挙がっておりますように、猪等の病気の件についてもお伺いいたしましたが、やはり言われ、壁を造って猪の進入を防ぐというようなことを繰り返し言われました。この田んぼについてはもう壁を造る予定はひょっとしてないとじゃないかな、というような考えを受けましたが、厳しい問題であると自分自身思いました。以上です。よろしく審議をお願いします。

○議長 担当委員から終わりましたけれども、事務局から説明の補足がありましたらお願いいたします。

○事務局 まず、土地の取得資金という件で記載がしてありますが、会社のほうのですね、決算書等をいただいておりますが、こちらについては資金的には大丈夫



夫かな、と、金額は結構預金等があります。あと問題になるのが農地法第3条の許可要件といたしまして、効率的利用ですね。と、常時従事日数がある。それと、あと、下限面積を満たす。それと、周辺の農地への支障がないようにということですね。農地法第3条第2項の許可要件になります。県の農業会議のほうに、この■■■■さんは農地所有適格法人の、適用になるかということで相談に行ったりしております。うちも資料はもらっているのですが、その要件は満たしているということです。農業が主ですので、要件を満たしているということでもあります。これは本人から確認をいたしました。構成員がいますが、その農業の従事日数についても問題ないかな、とっております。下限面積については先ほどのあっせん今回の申請とでいけば面積の要件は満たす、ということになります。あとは周辺農地の影響がない、被害等ですね。影響がないかということも重要な要件になるのかな、と考えております。ご審議をお願いいたします。

○議長

担当委員と事務局からの補足が終わりましたけれども、3条のほうは現状では下限面積、足りませんけれども、あっせんの方が決定されれば下限面積は満たすと、というようなことで、周辺の農地への影響がないかと、というようなことが一番ですけれども、意見。

○12番委員

これ、この地図でよく分からないんですけど、周りのいわゆるその会長と言われる、環境とかそういう問題というのは、その周りのその状況ですよ。というようなことになるのですか。

○9番委員

本当は農地部会のほうで行かれたそうですが、霧のために現場まで行かなかったというような話をお伺いしております。行って見てもらったらよく分かったかな、とは思いますが、ちょっと。

○局長

現地まで行って見たのですけど。

○8番委員

この川はどっちに入っている。あの、都農川もありますよね。都農川とこっちには轟側のほうに川があるのだけど。この川は、どっちの図面でどうなりますかね。

○2番委員

図面では。

○8番委員

都農川のほうがちょっとね。雨水とか流れると増えた分、■■■■がいろんな問題があったわけで、そこらあたりのことについてはどうなるのかな、という感じが、この放牧するということは、それはそうとどういう形で雨水対策をするのか、垂れ流しするのか、そこらあたりがどうなっているのかな、と。

○6番委員

この前の農地部会で現地を行って、いろいろそのあとも検討したその結果

等を踏まえて少しお話をさせていただきたいと思います。

あっせんで挙がっていますけれども、あっせんの当番が当然順番で私になることは決定されております。それでその当日にお話して許可を得たいと思うのは、お話を■■さんが来られましてこの場で一応現地行く前に説明を受けました。その話の中では将来的にはひょっとしたら■■さんのあとで養豚をするかもわからんと。というふうな話をされましたので、その辺を非常に不安に思っております。それでこのたびあっせんの依頼を受けておってあっせんをするのですけれども、あっせんを行う前に一筆というか、約束いただいてからでないとかあっせんはできないというふうに持って行きたいと考えております。それはどういうことかといいますと、先ほどの猪の話もありましたけれども、猪と交雑によりオーエスキー病の発生が懸念されますので必ず牧場に豚の足腰を鍛えるために放牧する頭数は少ないのですけれども、必ず周りに柵を造ってもらって猪の入って交雑の行われないような設備に整えてもらうこと。これが第1条件。

もう一点は養豚業をもしされるということが決定した場合においては、下流の人たち、周辺住民の公害防止協定を締結するという約束でないとしてはならない。ということを一筆入れてもらったうえであっせんを行うと。それがなければあっせんは不調に終わるということで、皆さん方の了解を得た上で私はあっせんに博委員と一緒に臨みたいと思っておりますので一応変なところで発言ですけれども、そういった条件を満たしたうえでのこの話、3条のすべて、含めての話ということでご審議いただきたいと。以上です。

○5番委員

これは、あの、牧場と書いてありますけど、これは、牧場は農地の一種ですかね。

あっせんで挙がってきて。

○局長

農地法の適用はかかりますので、農業経営基盤強化法とかもですね。同じく田畑と採草放牧地ですね。採草放牧地なんですけど。農地法の規制が係ってますので田畑と同じような扱いになります。

○12番委員

■■あたりというのは■■■■かなんかがあるあの近辺ですね。

もう一つはどっちのほうですか。

○局長

もう一つはですね。あの、■■に上がるところです。

○12番委員

水牛がおったところ。

○局長

あれのまだ先です。

○2番委員

水牛のちょっと上です。

○局長

右側に■■さんところの茶畑があるところです。

- 2番委員           これが茶畑です。
- 局長               はい、はい、はい。あれの左側のちょっと先の左からすり鉢状に。
- 12番委員           ああ。左側の下のほうの、あの、いわゆる住宅かなんか1軒ぐらいあるところ。
- 局長               最後の1軒。はい。あそこすり鉢状になったところです。  
現地まで行ったんですけどあそこが霧でですね。建物の屋根ぐらいしか見えなかったという状況。写真で見てもらったとおりの状況です。周りは現況山林みたいな形になってます。
- 4番委員           山口委員が言われた通りちゃんとやってもらわないと口蹄疫のまた二の舞になる。口蹄疫の二の舞はもう絶対いけない。
- 5番委員           だから、条件付けてから。
- 4番委員           そう。だから条件付きでやっぱり山口委員がおっしゃったようにまだあつせんに行く前にいろいろ条件を付けてとおっしゃいましたが、ぜひやってほしいです。あの、口蹄疫のまた二の舞をやる可能性が非常にあるので、病気の問題。これはもう口蹄疫の最たるものになりますからね。  
それとその交雑の問題。猪と豚がいろいろこうラブ。イノブタができるからですね。非常にまた地域の影響が起こると思いますし。
- 2番委員           感染、感染。
- 4番委員           逃げ出すという恐れもある。
- 議長               では、ここで一回休憩します。暫時休憩して皆さん方の意見をお願いいたします。
- (休憩 AM10:16～AM10:25)
- それでは会議を再開いたしますが、先ほどの質問がありましたのでそっこのほうの答弁を先にお願いたします。
- 局長               3人の方から質問がありましたので、まずは芳浩委員からの出ました、場所の状況ですけど、すみません。航空写真しかありませんがこれでだいたい状況は分かっていただけということでもよろしいでしょうか。
- (はい。)

それから増崎委員のほうからありました糞尿の処理の状況、そういったところですけどこれについては、あの、この間来ていただいた時も山口委員のほうからですね。若干質問がありましたので、ちょっと若干調べておりますので事務局のほうから説明をいたします。

○事務局

産業振興課の畜産係のほうから調べてもらったんですが、豚の放牧に関する明確な基準はないということなのですが、関係があるであろうということが、使用密度が1頭あたり3㎡以上ということです。1頭あたり3㎡以上ですね。それと家畜排せつ物法関連ということで、豚の場合は100頭以上が管理基準の対象となります。100頭以上ですね。ただ周辺住民の理解を得られるように適宜対策は必要になるかもしれませんということです。家畜伝染病を予防する使用衛生管理基準というのがあります、こういうものが、口蹄疫後にできております。当然これの元かたになるのですね。家畜伝染病予防法とかですね、そういった基準は目指すというか、そうならないように予防していく義務は会社のほうにはあるのではないのかな、とは考えております。以上です。

○局長

あと下線の部分がありましたけど、牧場ということで当然放牧なので自然浄化、牧場内で自然浄化というような考え方になるのかな、というふうに考えております。よろしいでしょうか。

○12番委員

これ、前ですよ。町の土地を持つてるJA尾鈴が借って今まで養豚してましたよね。いわゆる■■■■なんです。あそこ辺のし尿処理というのはどういうふうに今まで。

○局長

あれは、豚舎が建っておりましたので。浄化槽をしっかりと造ってそこで基準に満たすような水質になって河川に流すというような状況だったと思います。

○事務局

すみません。この前■■養豚のほうから説明があった放牧についてですが、母豚のほうを毎月12頭くらい購入してそれを1~3か月くらい放して言われたですかね。

○委員

うん。

○事務局

そのくらい放牧して、それを豚舎に戻すというようなやり方を考えているそうです。なので、いっぺんにぐっと増える計画ではないということですね、話しておりました。

○12番委員

ようするのに繁殖して出産までの期間中足腰を鍛えるために。

○事務局

母豚を持って行くということですね。1回受け入れた母豚をある程度なつたら向こうに持って行って、放牧場のほうに。で、そこで鍛えた豚をまた戻す、出産のために活用するというので、このエリアについても1度に全部のエリアを使うのではなくて、その必要なほどの面積で移動をさせていくというような考え方はあるということ、この前の農地委員会の時に説明は受けております。

○11番委員

その放牧ということであれば、地域住民の人の同意とかはいらん範囲での放牧ということになるのですかね。放牧自体だったら地域住民の同意とかはいらんよということであればそんなにここで、こう問題視しなくてもいいかな、と思ってですね。あと、豚舎を造るという時期がきたときはその地域住民の云々ということがあろうんですけどね。放牧だったらいいよっていうことであつたら。

○6番委員

先ほども説明いたしましたけれども、放牧に関しましては先ほど局長からもありましたように自然浄化、頭数が少ないですから当然糞尿を牧場の中でもそれは自然に分解されるということで、頭数が少ないから問題ないんですけども、放牧の場合の問題点は、私は申しあげました交雑、猪との交雑によって猪が今8割の猪が持っているだろうと言われておりますオーエスキーという病気がありましてこれが豚に感染してそして広まったら大変なことになりますのでそのところの交雑を完全に防止出来るような措置を電柵じゃなきに本当の柵を造って入れんような措置をとってもらえるか、というところ。

もう一点は先ほどから出ています養豚業をそれこそ100頭以上を始める場合に許可が必要ということですけども、それは当然許可は取ってもらわんとすけど、それ以前に地域住民との話、あるいは下流域の人との話合いということを経験をしないと、それを約束してもらえなかったらあつせんはしません、という形でいきたいと思っております。私と博委員が当番になっておるんですけど、それを行いたい。そして、それ以外にもし条件を農業委員会として付けたほうがいいのかという意見がありましたら、私と博委員に教えていただいて、そのあつせんの席でその旨を申し上げたいということになります。以上です。

○15番委員

あの、下流に住んでいるんですけど今の養豚場でもうダメなんです。浄化槽が。それが垂れ流しをしていて都農川に流れています。現在、うち辺のイゼロに流れてきます。

○議長

なかなか難しい意見がでましたけれども。

○6番委員

その養豚場を確実に造るということは■■さんが言ってないんですけども、ひよっとしたらするか分らんということを一言ポロっと言ったもんですから、ただのその放牧の足腰を鍛えるための放牧場だけの話やったら問題

なかったんですけど、ひょっとしたら■■さんとの跡に牛舎があるんで養豚もするかも分からんということをおっしゃったのでこれはやばいぞ、というふうに思ったわけです。

- 15番委員 言っても地区に説明があったのですよ。養豚場を造ると。
- 6番委員 ■■で。
- 15番委員 うん。■■さんの土地を買う前に。そんな話があったのですよ。それでうち辺は反対、■■も反対か。
- 2番委員 たぶん話は聞かなかったけど。
- 15番委員 ■■も説明会があっている。
- 2番委員 はい。■■というか■■地区ですね。
- 15番委員 ■■地区。
- 2番委員 はい。
- 5番委員 結局、対処しやらんかったですかね。その垂れ流しの交渉。
- 15番委員 ダメ。上がって行ったのですが。全部川を。谷を。谷にイトミミズがおったりよ。
- 議長 あ、前回の農地委員会の時に■■さんから聞いたなかではこうして育成豚は常時おります。と1回入れたやつとの、入れ替えやなくて、出したらまた入れるから常時おります。という説明はある。  
ただですね。今15番委員からありましたけども、今までの経緯と今回の土地売買のちょっと違いますけども、全く関連がないわけじゃありませんけどもちょっと違いますから。  
ただこの、新規就農のあっせんの申出の欄を見ますと自ら耕作のところの記載はない。と、それから被害防止のところ、設備投資も牛舎があるので魅力。それは分かりますけれども、そこに対しても何も書いてないと。そこはもうさっき担当委員から壁を造るということでありましたけれども、書類には記載されてないのです。
- 6番委員 結果、これでなかなか難しい問題がいろいろ出てきたということは、あっせんに入る前に再度■■さんのほうに戻して、もう一度しっかりした検討なり、文書なりを作成し直してもう1回挙げる、検討するというようなことにしたらいかがでしょうか。このままじゃ、ちょっと今、ちょっと難しい問題

が多過ぎると。

○議長

今、6番委員からありましたけれども、これがあつせんの方もそういうことになれば3条の方も絡みがでてくるわけですね。下限面積の絡み。皆さん方、他に意見はありませんか。

○7番委員

これ、承認すると一応農業委員会の許可を得たということになりますので、なかなかそういう疑問がある間はしっかり事情を聴取してからやっつかないと。今度は農業委員会のほうにくるかもしれないですよ。批判が。

○議長

やっぱりそういう全てをですね。書類上で誰が見ても分かるように記載がされていないと、言うた、言わんというのはもう全然別ですから。他にありませんか。

○2番委員

買い手側の、もう一つ考え、私たち農業委員として考えなくてはいけないのは売り手側の意向というか、それは、見ていただくと分かるのですが■  
■さんが最終的にこのあつせんを終えた時、自分の農地を全て手放されることになります。そうやって76歳という年齢で、結局、念頭に置かれるのは離農ということだと思っておりますけれども、私もちょっと■■の現地までちょっと気になるので上がってみたら、やっぱりすごい距離です。うち、■■から上がって行ったのですが、かなりの面積、距離を上がりますね。すごいですね、その中で。そして、■■さんが言われたなかに■■の■■■■と提携されてほとんど自分の自家製の肉は、豚は■■■■が扱ってくれているみたいで、そのなかで観光農園をやりたいということも言われていたのですが、なんかこの■■さんのこの農地はすり鉢状になっていてお家が一番底なのですね。で、この周りの農地、ここ見ていただくと分かるのですが、ここは全てもう、ここがすり鉢の底で、これは法面になります。家は、土地としては法面的な様子です。牧草地がここにあって。で、ここに■■さんの今きれいな茶畑がありました。で、ここずっと先に上がって行くと尾鈴神社、■■■に向かうのですが、こう下りたときにこの下側に水牛。水牛を飼っていた■■さんのきれいな牧場があって、この手前がずっと宮崎まで一望できるという、これよりもずっと下ですね。展望がすごくきく状況の農地です。こっちは、こういうふうに見た時、ここに有機があってここが■■さん、前の自宅なのですが、これが■■から上がって来る道です。こういうふうになります。と、ここに田んぼがずっとあって、分かりますか。ここ田んぼなんですけれども、あとこの上側が牧草地ですね、ずっと。牧草地です。で、ここちょっとやっぱりもう、耕作してない状況なのでややここが湿田化していますし、なんかちょっと、やはり本腰を入れて、もしイタリアンを植えられるのであればしっかりと管理していかないことにはイタリアンは育たないかな、という状況です。これもやっぱり底のほうになるというかんじですね。農地としては。

いろんな事を言われますように、考える時、いろんな側面から見ながら6

番委員の言われることを、8番委員の言われること、15番委員の言われることを考えながらその結論をだすことは本当に大変なことだ、という自分たちの、さっき7番委員も言われたように責任の重大さをすごく考えるとこです。なんか、もう少しなんかみんなで本当に本音を協議しあえる時間があるといいのかなと思いました。

○議長

これはですね。自家の餌ということでイタリアンだけしか記載がされておりませんが、イタリアンは冬場から今の時期でしょ。あと、夏の時期が記載されていない。

○4番委員

そういう土地もあるわけか。放牧の意味がねえ。イタリアンのないときは放牧。

○議長

イタリアンのないときはなんもないってことです。この書類からしたら。

○4番委員

だから、やっぱり本音言って、僕らも前オーエスキーやら、口蹄疫やら防疫問題。それから私自身も尾鈴農協の理事をしていた時にも尾鈴の養豚場の問題があつて非常に苦労したのですよ。なので、地域下流の人たちの同意も得ないといけない、ものすごくエネルギーがいるし、反対もあるし。よほどピシッとやっていないと、後々ね。ものすごい問題が大きくなる。それで、やっぱり山口委員がおっしゃるようにやっぱりここあたりは本音を言ってやっぱりピシッとやっていないと後々が大変だろうと思っております。じゃないと、もう、これの問題はもう延々とやっても結論はおそらく出ないと思います。そのくらいやっぱり根深い問題があるかと思っておりますのでよろしくお願いをいたしたいと私も思います。

○2番委員

先ほど4番委員が言われたイタリアンのところに放牧するという考え方はちょっと私たちが聞いたなかでは、イタリアンは作って餌として与える。放牧を考えてらっしゃるのは、たぶん、その毎月12頭ずつ育成豚を入れてくるらしいのでそれを入れるのがこの放牧地のなかに柵を造ってかなんかをしながら入れていかれると思います。そのたぶん、育成豚を導入した時点で、12頭を導入した時点でまず自分のそういう育成豚を管理する牛舎でちょっといろいろ管理されるみたいです。そして種をつける前、受精する前ですね。前に放牧されるみたいです。そして足腰を鍛えた豚をもう一回豚舎に戻して病気の確認をして受精する話でしたよね。

○6番委員

結局は、放牧は私たちは問題ないのですよ。自然浄化で少ない。イタリアン食わそうが切って食わそうがそれはどうでもいいのです。ただ問題は養豚を始めるかもしれないと言われたその一言で、それがその危険性が裏に隠されておるのでこれを許可してしまったらあとは何にでもできる、やってしまわれたらもうおしまい。農業委員会何で事前に調査、確認をしっかりと取らなかったという責任がありますんで、ですから放牧に関してはどうも問題はな



いのです。ですから畜産、養豚業を始めるという事がどうか気になる。

○2番委員

要は見解を一致していかないといけないと思ったので。

○5番委員

ですから会長今日は、結論は出ないです。もう1回再度■■君を呼んでみんなの前で。

○議長

そうなればですね。あっせんのほうが保留ということになれば、3条のほうも当然保留ということになるわけですけどもそういうことで意義ありませんか。

(質疑なし)

では、意義なしということですので3条の、整理番号5（受付番号10）とあっせんの案件は保留といたします。

以上、議案第1号は4件決定といたします。

○局長

すみません。一点だけ。周辺の同意ですね。それから河川あたりのそういった関係者の同意。これについては強制的に求めるのはなかなか農業委員会として難しいということで考えてよろしいですか。

○事務局

取得に関しての同意。その後のやっぱり建設とかいうことを強制的に認めないことはできないと考えますが。

○局長

だから当然、もうなんか始めるって言ったら、家やら建つときのその隣近所とか当然挨拶やら行くのが礼儀ですわ。そこへんは、だから■■■■という、あの、肥料ですかね。あの、鶏糞の。そこにやっているところもありますから。当然そこには、同意と言いますかですね。ちゃんとこうしっかり了解をもらうようにということで要望という形で、こう、お願いをするという形で、あの、させていただきたいと思うんですけど。

それと防疫の問題。これも当然、防疫はもう口蹄疫も経験していますし、鳥フルの問題もあるし、前、オーエスキーも1回確か発生した時期がありましたので、ここはもう当然本人が1番分かっていないといけないということですから、実際やっている人間ですから。そこは当然あの、どういう防疫対策とるかということ、ちょっと求めて行きたいというふうに思います。

また、書類の不備などについてはですね。あの、聞き取りしながらしっかり書いていただくような形で持っていきたいと思っております。すみません。以上です。

○事務局

養豚場をもし建設するとすれば、何年後か分かりませんが、仮にですが。その当時、当時のやっぱり規制がこう係ってくると思うのですよ。今よ

りも厳しくなるか、緩くなるか分からないのですが。で、いろんなそっこのほうで、まあ、法律をクリアしてもらわないといけないのかな、というかんじがしましたけど。

○局長

もう一点だけ。当然、今回、あの、放牧ということで挙がってきますので書類上ですね。しっかりですね。放牧という計画がこう、書類上で認められれば、それは許可せざるを得ないのかな、というふうには考えるんですけど、あとは、後々のことについては先ほど補佐からあったようにですね。そんなに簡単に建てられるわけじゃないですからね。建築確認のほうもいりますし、浄化槽、豚舎やら浄化槽の問題。河川管理者の同意とかもいりますので。

当然、補助事業とかを使えばもうそこ辺は確実に取ってもらわないと補助金も出ないというような状況ですから。まあ、そういうところで規制が係ってくるということで。以上です。

○議長

はい。もう少し書類のほうを整備し、また、本人の出会ができればそういう場を作るべきだ、という方向でよろしいですか。

(はい。)

以上で議案第1号関係は終わります。

では、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 別紙のとおり農地法第4条の規定による許可申請の承認を求めます。ということで挙がっております。

じゃ、事務局お願いいたします。

○局長

※整理番号1（受付番号2）の議案書を局長が朗読。

【申請者】■■■■■

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 地目：畑 面積：114㎡

【転用目的】農家住宅

【施設概要】住宅(既存)120㎡、倉庫(既存)170㎡

※始末書添付

○議長

事務局から終わりました。担当委員からの説明をお願いいたします。

○6番委員

■■さんから電話がありまして、こういう事情で無断転用してしまいました。まことに申し訳ございませんでした。農業委員会で説明をして寛大な処置をお願いしたい。いうふうにありましたのでどうかよろしくご審議の程お願い申し上げます。以上です。

○議長

担当委員から終わりましたが事務局から補足がありましたらお願いいた

します。

○事務局

はい。申請地につきましては、立地基準につきましては、都市計画区域内の準工業地域になります。第3種農地になりますので立地については問題ないと考えられます。一般基準についても要件を満たしているというか追認ですので、しょうがないかな、と考えております。以上です。

○議長

担当委員と事務局からの補足が終わりましたけれども、追認案件ですので意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

無いようでしたら採決いたします。  
同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので、承認といたします。  
以上議案第2号は1件承認といたします。  
それでは議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、別紙のとおり農地法第5条の規定による許可申請の承認を求めます。ということで挙がっております。  
それでは整理番号1（受付番号6）からお願いいたします。

○局長

※整理番号1 議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■■

譲渡人：■■■■■

【移動区分】売買

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 地目：畑 面積：499 m<sup>2</sup>

【転用目的】一般個人住宅

【施設概要】住宅 137.85 m<sup>2</sup>

○議長

事務局から終わりました。担当委員からの説明をお願いいたします。

○5番委員

畑は、■■ですが■■■に住まわれておりますので私が説明します。  
■■さんの出身は■■町です。そして今現在ジュース工場に勤めています。■■■に勤めております。ということでした。そして、妻は■■で妻の実家に居候しておる状態でなかなか大変です。ということでした、■■のほうに新居を設けたいというようなことで東郵便局も近いし、小学校も近い、妻の実家も近いということそこに決めたということでした。  
以上です。

○議長 担当委員から終わりましたが、事務局から補足がありましたらお願いいたします。

○事務局 はい。申請地につきましては第1種農地に該当するかと考えられます。ただ、不許可の例外といたしまして周辺にはですね、7軒ほどの住宅地があります。それに接続する形で集落接続と考えられます。立地基準については以上ですが、一般基準につきましても自己資金と借入金で資金面は足りていると考えられます。周辺農地への影響についてもブロックフェンスを設置するなど対策を講じますので要件は満たしていると思われれます。以上です。

○議長 はい。事務局から補足が終わりましたが、集落接続になるというようなことでございます。  
意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。  
無いようでしたら採決いたします。  
同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員挙手ですので承認といたします。  
それでは以下整理番号2～7（受付番号7）までは関連ですので一括でお願いいたします。

○局長 ※整理番号2～7の議案書を局長が朗読。

・整理番号2

【申請者】譲受人：■■■■■

譲渡人：■■■■■

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■■ 地番：■■■■番■ 外1筆 地目：田畑

総面積：2,103 m<sup>2</sup>(田/1,124 m<sup>2</sup>・畑/979 m<sup>2</sup>)

【転用目的】貸店舗

【施設概要】店舗5774.74 m<sup>2</sup> 駐車場・通路敷11348.73 m<sup>2</sup>

調整池831.09 m<sup>2</sup>

・整理番号3

【申請者】譲受人：■■■■■

譲渡人：■■■■■

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 地目：田 面積：1,722 m<sup>2</sup>

【転用目的】貸店舗

【施設概要】店舗 5774.74 m<sup>2</sup> 駐車場・通路敷 11348.73 m<sup>2</sup>  
調整池 831.09 m<sup>2</sup>

・整理番号 4

【申請者】譲受人：■■■■■

譲渡人：■■■■■

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 外3筆 地目：田

総面積：1,422 m<sup>2</sup>

【転用目的】貸店舗

【施設概要】店舗 5774.74 m<sup>2</sup> 駐車場・通路敷 11348.73 m<sup>2</sup>  
調整池 831.09 m<sup>2</sup>

・整理番号 5

【申請者】譲受人：■■■■■

譲渡人：■■■■■

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 地目：田 面積：1,483 m<sup>2</sup>

【転用目的】貸店舗

【施設概要】店舗 5774.74 m<sup>2</sup> 駐車場・通路敷 11348.73 m<sup>2</sup>  
調整池 831.09 m<sup>2</sup>

・整理番号 6

【申請者】譲受人：■■■■■

譲渡人：■■■■■

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 外1筆 地目：田

総面積：3,092 m<sup>2</sup>

【転用目的】貸店舗

【施設概要】店舗 5774.74 m<sup>2</sup> 駐車場・通路敷 11348.73 m<sup>2</sup>  
調整池 831.09 m<sup>2</sup>

・整理番号 7

【申請者】譲受人：■■■■■

譲渡人：■■■■■

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 地目：畑 面積：6,970 m<sup>2</sup>

【転用目的】貸店舗

【施設概要】店舗 5774.74 m<sup>2</sup> 駐車場・通路敷 11348.73 m<sup>2</sup>

調整池 831.09 m<sup>2</sup>

- 議長 事務局から終わりました。では担当委員からの説明をお願いいたします。
- 8番委員 今、先ほども話がありましたように■■■■の店舗の位置でございましていろいろ聞きましたらですね。貸借期間が25年間だそうです。金額は教えてくれませんでした。想像して下さい。それと今後の計画ですけど、一応ですね。手続きがいろいろ掛かりますので、この関係の準備から始まって工事が8月くらいに着工。創業予定が来年4月のオープン予定ということで計画がされております。
- そして入口が国道10号線のほうからは入口と出口が2カ所。そして、県道沿いが1カ所ということで今考えておるといことです。このあたり実施段階で変わるかもしれませんがということでございました。
- それで、あの、これまでの店舗の関係を申し上げますと昨年、■■が5月に開店。今年、■■が4月開店。来年、4月に■■店が開店と、1年に1店舗ずつ開店。店を開いていくということで都農もその中に入れました。ということでした。以上です。
- 議長 はい。この関連の案件は担当委員から説明があったとおりにと思いますが、事務局、補足がありましたらお願いいたします。
- 事務局 この申請地につきましては、6人ですね。地権者がいらっしやいまして、農地の面積については16,792 m<sup>2</sup>になります。事業の全体の面積が17,955 m<sup>2</sup>になるということです。すみません。書ききれなかったのを書いてないんですけど17,955 m<sup>2</sup>となります。資金の調達計画もあるのですが土地の整備が■■■■ほど。建物、建築費が■■■■。ということです。周辺農地についても影響がないように、農地と宅地がありますので必要に応じ堅固なコンクリート擁壁、及びフェンス等を設け被害が及ばないように転用するということが記載がしております。
- 図面の中にも里道です。赤道がありますのでそちらについても現在、手続きを進めております。開発行為も手続きしております。
- 通常なら翌月の許可にはなると思うのですが、許可の関係でその開発行為等の許可日と同日になる。承認されれば同日になるかと思えます。
- 立地基準につきましては都市計画区域内の準工業地域内になりますので第3種農地になりますので問題ないかと思われま。資金等についても預金証明がありまして、十分な資金があると思えますので大丈夫かと思っております。以上です。
- 議長 担当委員と事務局からの補足が終わりましたけれども。
- 局長 一点だけいいですかね。  
排水計画だけちょっと言っておきます。25ページに図面が付いてると思

うんですけど、土地利用計画平面図。

これのちょっと塗ってあるところの、右の上のほうがですね。右上ですね。黒くちょっと塗ってある。右上が調整池になります。で、浄化槽としてこう調整池。で、上の道みたいなのが都市下水になりますので。都市下水に排水は流していくという形になっています。以上です。

○議長

以上、説明が終わりましたけれども、意見がありましたらお願いします。

○4番委員

ちょっとお尋ねします。

これ、■■■■さんにまあ、借られて取られて出られて出店する予定と聞いておりますが、それでですね。あの、2、3点聞きたいんですけど、1つはですね。実はあの、まあ、私も道の駅に絡んでまあいろいろやっていますので、人が活性化するのは非常にうれしいことなんですけど、規模がですね。ものすごく大きいですね。例えば、建物だけで5,000㎡ある。それで、その■■の約倍。その■■ですね。建物の面積でいくと約倍ぐらいの規模になるのですよ。果たしてそっちのほうが非常にばかデカイですね。それが非常に気になるのが1点。まあ、正直なところ。それが1つと、■■の■■■■もまだ大きい。調べてみると。■■の■■■■は3階建てあるもんなあ。あれな。あそこまでないみたいやけど。どうもそこまで、これは僕らの管轄外のような話なんですけども、あまりにもデカすぎるものだから大丈夫かなあ、というのが1点です。それが1つと、お聞きしたいのは、例えば■■■■さんが年商どのくらいの予定で上がっておるのか、事務局が分かればというのが1つ。

それから賃借が25年借りて。

私のほうからは以上です。

○5番委員

補佐。資本金は。資本金はいくらぐらいね。

○事務局

この■■■■の。

○5番委員

はい、はい。

○4番委員

じゃから、■■■■さんは不動産じゃかいな。不動産はまあまあにして。

○7番委員

■■■でしょ。

○4番委員

本社は■■■よ。

店舗数が全国で140、150カ所ある。そこへんはだいたい分かるけど。ただこっちの規模があらっと思うぐらい。

○局長

すみません。私もこれを見た時にですね。■■■の人口規模からしたらですね。非常に厳しいのではないかなあと。

- 4番委員 思うわなあ。
- 局長 で、逆にここに人を取られるとまた別、事はまた別問題になりますし、商工会あたりがですね。
- 4番委員 それがあると思います。
- 局長 打撃を受けるのではないかな、というのは思いました。
- 7番委員 あそこの■■■につくりかけますね。大きいですね。
- 4番委員 あれ、■■■はどのぐらい。
- 5番委員 人口が3年先になると、今1万きるよ。
- 局長 資本金、■■■■の年商あたりですよ。それは。
- 4番委員 ■■■■の■■■店がどのくらいで計画が上がるかどうか。そのくらいある程度入れとかなないとえらいな話になると思って。これ、町議会の方は通ったのですか。まだ、通ってないのですか。この案件は。
- 局長 町議会は特に、特に町議会はないと。
- 4番委員 なんもないわな。
- 局長 ないと思うのです。
- 4番委員 私が聞きたいのは、町として誘致した■■■■■さんかどうか。
- 局長 いや、誘致は聞いてないのでそれは。
- 4番委員 それはない。
- 局長 まず、商工会担当がありますんで。
- 4番委員 商工関係もあります。
- 局長 こういう関係はまずないと思うのですよ。  
たださっき言ったように開発行為がいらいますので3000㎡。都市計画の。
- 4番委員 それともう一点、開発行為に関してですけど、これあの、申請書の承認で



すわね。許可申請書を出していいですよ。これ、県のレベルですか。この面積は。国の。

- 事務局 県の許可で諮問会議のある案件ですね。
- 4番委員 県の許可で諮問会議、県の諮問会議があるわけやな。
- 事務局 はい。
- 局長 あと、開発行為の許可も県だからですよ。
- 4番委員 全部県ですね。
- 局長 建設課として。で、その開発行為の許可が下りないとこれの許可も同じ同日じゃないとできないからですよ。
- 4番委員 だめですわね。だめですわね。ただ、地元がOKしたのか、せんのかで全然意味合いが違って来るからですよ。
- 局長 当然、もう皆さん、出てきている人はもう。
- 4番委員 いや、ただ、まあ、そこの■■■。僕個人の話しますと■■■程度ぐらいならね。まあ、お互いね。
- 12番委員 まあ、三輪委員、そこまで心配しなくていいのでは。
- 4番委員 と、思っておりますけど。やっぱり。
- 議長 これはですね。この案件はある程度、商工関係の方にも。
- 4番委員 やっぱり言っておかないと。
- 議長 流れていたとは思うのですよ。
- 8番委員 ■■■■なくなったからよ。
- 4番委員 うん。
- 8番委員 ■■■■ないよ。
- 4番委員 ■■■ないでしょ。

- 8番委員 　　だから、■■■にできた。
- 議長 　　商工関係は心配しないといけないですけど。まあ、あくまでも農地に関してやから。
- 4番委員 　　農地法自体はね。その手続きさえやっておけば僕らはなんも言うことない。ただ、そこだけがちょっとえらいな問題やな。そっちのほうがか心配。
- 局長 　　たぶん私たちよりも先にいろいろ地元の人やら知っている人やら耳に入っている人がかなりいると思いますけど、当然商工会あたりにも話は入っているだろうと思っていますけど、特に農業委員会に苦情があったりですね。そういうのは全く、全くない。今のところ。
- 4番委員 　　今のところはない。  
　　まだ決定もしていない。  
　　ただ、それでももうこういう規模が出たらえらいな反響になると思います。だから、そこへんは大丈夫かな。一番心配ですよ。活性化することは私も大賛成なのですが、あまりにも大き過ぎるから。あれ、と思って。
- 議長 　　いいですか。この案件は情報としてはですね。もう関係する人にはたぶん、相当前に流れていた、と思われる案件です。いろいろ意見がありましたけれども他には意見はありませんか。
- (質疑なし)
- 無いようでしたら採決いたします。  
　　同意される方の挙手をお願いいたします。
- (全員挙手)
- 全員ですので議案第3号は全件承認といたします。  
　　それでは議案第4号に入ります。農用地利用集積計画(所有権設定)の決定について 農業経営強化促進法第18条第1項の規定により別紙の農用地利用集積計画の決定を求めます。ということで挙がっておりますけれども、これは私の案件ですので、都農町農業委員会規則第10条により離席をしますので、あと議長を副会長のほうにお願いいたします。
- (1番委員が離席、退室)
- 副会長 　　では、議事を進行させていただきます。  
　　所有権移転関係、整理番号1(受付番号2)移動区分売買をよろしくお願いいたします。

○局長

※整理番号1の議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■■

譲渡人：■■■■■

【移動区分】売買

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番 地目：畑 面積：963 m<sup>2</sup>

【利用目的】露地野菜

【売買価格】■■■■円

【支払方法】口座振込

【移転時期・支払期限・引渡時期】平成30年4月6日

○副会長

それではあつせん委員からの報告をお願いいたします。

○13番委員

3月15日に■■■■さん、■■■■さんと照男委員と私、事務局と私であつせんを行いました。1筆丸ごと■■■■円ということで合意となりました。以上、報告を終わります。

○副会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

■■■■さんについては、息子さんも農業をされて家族ぐるみで経営をされているということですね。特に問題ないかと考えられます。以上です。

○副会長

では事務局のほうからの説明がありましたので意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

無いようですので、採決します。

同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので1番委員の復席を認めます。

(1番委員が復席、入室)

○議長

じゃ、ありがとうございました。

それでは続きまして、議案第5号に入ります。議案第5号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙の農用地利用集積計画の決定を求めます。ということで挙がっております。

これは3件挙がっておりますけれども、全件中間管理権の設定ということで、一括でお願いいたします。

○局長

※整理番号1～3（受付番号14～16）の議案書を局長が朗読。

・整理番号1

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社（宮崎市）

貸渡人：■■■■■

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番 外1筆 地目：畑

総面積：2,397 m<sup>2</sup>

【利用目的】露地野菜

【始期～終期】平成30年5月1日～平成40年4月30日（10年間）

・整理番号2

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社（宮崎市）

貸渡人：■■■■■

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 地目：田 面積：1,767 m<sup>2</sup>

【利用目的】飼料作物

【始期～終期】平成30年5月1日～平成40年4月30日（10年間）

・整理番号3

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社（宮崎市）

貸渡人：■■■■■

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 外1筆 地目：田

総面積：1,434 m<sup>2</sup>

【利用目的】飼料作物

【始期～終期】平成30年5月1日～平成40年4月30日（10年間）

○議長

はい。事務局から終わりましたが、これは各担当委員現場を見ておられると思いますけれども中間管理権の設定ということですが、意見がありましたらお願いいたします。

（質疑なし）

ありませんか。

無いようでしたら全件決定ということで意義ありませんか。

（はい。）

異議なしということですので全件決定といたします。

では、議案第6号 農地法第3条における下限面積の設定について 平成30年度の都農町の農地法第3条における下限面積を50アールとする。ということで挙がっております。

事務局、お願いいたします。

○局長

農地法第3条における下限面積の設定ということで、一応36ページにですね。設定状況を付けております。農基法では、あの、下限面積50aとなっておりますが、各農業委員会ですね。下限面積は設定することができるというふうになっております。

ただ、都農におきましては農地法の下限である50aということで下限面積の設定をさせていただきたいというふうに考えています。今のところ、特に支障はなかったのですね。30年度についてもこの形でお願いしたいと思っています。

それから、下の方に欄外で書いておりますが土地利用型以外の施設型等の特別な場合はその都度ですね。協議をして設定することとしております。ですので50aに満たなくても施設型等についてはその都度協議をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長

事務局から終わりましたけれども、この下のこめ印の部分を活用すれば特に問題はないかな、というふうに思われますが事務局、補足がありますか。

○事務局

北海道では一応2haです。都府県では50aというのが最初の農地法の規定になっております。以上、補足です。

○議長

なにか意見がありましてらお願いいたします。

○11番委員

ちょっと参考にさせてもらおうといいのですが。下の土地利用型以外の云々ということは、過去にですよ。5反を下回って許可をした事案とかがあったら聞かせてもらいたい。

○局長

ありました。ハウスとかで。

○11番委員

うん。事案があったのかな、と思って。

○議長

施設野菜、ハウス等はこの下のこめ印の部分で対応して。

○11番委員

だからそのような事案がどのくらいあったのかと思って。

○議長

ああ、そら、分からんな。

○事務局

ちっと、数は把握していませんけど、まれにあります。

- 11番委員      また。はい、はい。
- 議長            ゼロではありませんでした。  
よろしいですか。  
意見が無いようでしたら採決してよろしいですか。
- (はい。)
- 同意される方の挙手をお願いいたします。
- (全員挙手)
- 全員ですので3月28日付けの決定ということになります。  
それから45ページは。
- 局長            45ページは報告ということで、見ていただければいいかと思えます。  
前々回分ぐらいの。
- 議長            あっせんにつきましては保留ということになりましたので、それでは農地  
パトロールの報告をお願いいたします。
- 8番委員        (内容省略)
- 議長            これで本日の議案の審議並びに報告事項等すべて終了しました。
- 局長            ご起立ください。  
以上をもちまして第3回定例農業委員会総会を閉会いたします。  
一同礼。